主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人上野猛の上告趣意のうち、憲法一四条、四四条違反をいう点は、公職選挙法二五二条一項の規定が憲法一四条、四四条に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第四三九号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁)とするところであつて、所論は理由がないことが明らかであり、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五五年六月五日

最高裁判所第一小法廷

朗	治	村	中	裁判長裁判官
光	重	藤	団	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
孝	正	П	谷	裁判官